

2008年7月24日

徳島県後期高齢者医療広域連合
議長 広瀬和範 殿

請願団体

徳島県社会保障推進協議会

会長 石川 浩

連絡先 徳島市北前川町5丁目4

電話 088-623-6897

紹介議員

後期高齢者医療制度での保険料減免の改善を求
める請願書

〔請願趣旨〕

4月1日から実施されている後期高齢者医療制度が国民の大きな反発を受けています。「そもそも年齢でなぜ差別するのか」が一番大きな反発の要因ですが、75歳以上ともなると生活する原資はほとんどの高齢者が年金です。5000万件もの消えた年金問題が解決していないのに、「保険料は勝手に年金から天引きするのか、介護保険料も3年毎に上がってきて、手取りの年金がさらに少なくなる、医者にもかかれない」と生活の不安を抱える高齢者がたくさんいることが背景にあります。国民年金を40年間まるまるかけて最高もらえるのが月6万6千円、現在の平均受給額は4万6千円です。

政府・与党が見直し案を発表していますが、9割軽減を受けられるのは、年金収入80万円以下で一人暮らしか、後期高齢者の夫婦世帯でも夫も妻も年金収入が80万円以下に場合に限られ、対象になるのは3割以下でしかありません。

社会保障制度の一環としての後期高齢者医療も保険料負担を考える際、支払い能力とは「健康で文化的な最低限度の生活を営んだうえでの余力」であり、無年金者や最低生活するにも足りない低年金の人たちがたくさん存在する実態を十分配慮すべきです。最低生活費（生活保護基準）に食い込む保険料は憲法違反です。専門家の間では、所得階層が低くなるほど、要介護者の出現率や閉じこもりが多くなると指摘されています。原油価格や物価の高騰で生活や生業が圧迫されている中で、年金・最低賃金などあらゆる分野で国民の最低生活保障（ナショナルミニマム）が国民の大きな関心事になっています。

長年社会の発展に寄与してきた高齢者を敬い、高齢者の健全な生活をきちんと保障することが社会の健全な発展につながり、長寿を喜べない社会に未来はありません。すべての高齢者に健康で文化的な最低限度の生活を保障し、生きがいを持って元気で長生きできるようにするため、最低生活費以下からの保険料の徴収はやめて下さい。

以上の趣旨から以下の項目について請願します。

〔請願項目〕

1. 条例第18条の保険料の減免について、生活保護基準以下の低所得者を対象にすること。
2. 条例第18条の保険料の減免について、「所得割額に限る」を削除すること。
3. 無年金者は、減免制度の中で免除にすること。